



課 軽 1 — 45

令和3年5月21日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 様

国税庁課税部

消費税軽減税率制度対応室長 福田あづさ

インボイス制度特設サイトのリニューアル等について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）は、令和5年10月から導入され、本年10月には、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

国税庁では、インボイス制度について事業者の方に広く知っていただくための周知広報を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での周知広報の機会が限られていることを踏まえ、国税庁ホームページのリニューアルやオンライン説明会の開催等、より一層、対面によらない方法での情報提供を充実させることといたしました。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴会におかれましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

また、各税理士の皆様にあつては、顧問先の方々に対しましても、下記1について周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 インボイス制度特設サイトのリニューアル

本年5月24日（月）に国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトのデザインをリニューアルし、インボイス制度に関する情報等をより見やすく、分かりやすくします。

また、多くの方にe-Taxにより登録申請手続きを行っていただくため、「e-Taxソフト」のほか、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」でも手続きが行えるよう準備しており、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」の概要等についても掲載します。

(国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト)

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 税目別情報 >
消費税 > 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）
> インボイス制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

特設サイトへ



インボイス制度特設サイトのリニューアル前後で、URL及び2次元バーコードに変更はございません。

2 オンライン説明会の開催

全国どこからでも無料（通信費用は実費となります。）で参加できるオンライン説明会を本年6月以降定期的に開催します。

(1) オンライン説明会の概要

国税職員がインボイス制度の基本的な仕組みや適格請求書発行事業者の登録申請手続について説明することとし、所要時間は45分程度を予定しています。また、チャット機能により質疑も受け付けます。

なお、説明内容については、秋以降、実務に即した実践的な内容についても取り扱うことを検討しています。

(2) 参加者の申込受付

参加者の申込みは、インボイス制度特設サイトに設ける窓口から受け付けます（各回の定員は100名（先着順））。

(3) 開催日程

第1回目：6月14日（月）

第2回目：6月29日（火）

第3回目以降：7月以降週1回の開催予定（※）

※開催日程が決まり次第、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトに掲載します。

3 軽減コールセンターの改称

「消費税軽減税率電話相談センター」においては、これまでも軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的な相談を受け付けてきたところですが、本年10月に登録申請の受付が開始され、今後はインボイス制度に関する問合せの増加が想定されることから、名称を「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」に改称します。

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）

連絡先：国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室
電 話：03-3581-4161
担 当：竹中・原岡（内線 3513・3376）

インボイス制度特設サイト（令和 3 年 5 月 2 4 日改訂）

特集 インボイス制度

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方法としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です！！

全国どこからでも参加可能な
オンライン説明会に
ご参加ください！



Youtube
国税庁動画
チャンネル



インボイス制度に関するお問合せ
先

インボイス制度に関する一般的な質問
やご相談については、消費税毎年度率・
インボイス制度電話相談センターで受け
付けております。

【フリーダイヤル】

0120-205-553（無料）

【受付時間】

9:00～17:00（土日祝除く）

税務署にて個別相談（具体的に書類や事
実関係を確認する必要があるなど電話で
の回答が困難な相談）も受け付けており
ます。

請求書

制度の概要

お問合せが多い
質問等随時更新

Q & A

取扱い

取扱通達

申請書
e-tax

申請手続

国税庁ホームページ 国税庁の更新情報 国税庁の問い合わせ先 国税庁の相談窓口 国税庁の相談窓口 国税庁の相談窓口 プライバシーポリシー

国税庁

登録申請書手続におけるe-Tax対応の概要

インボイスの登録申請手続におけるe-Tax対応の概要は以下のとおりです。

e-Taxソフト(WEB版)



e-Taxソフト(SP版)



e-Taxソフト



電子証明書	必要		
ダウンロード (バージョンアップ)	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式 (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの) 画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ 申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面 (「はい」、「いいえ」のいずれかを選択) 選択結果に応じて画面遷移		帳票形式 書面と同様に各項目に入力するイメージ
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

インボイス制度

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて

開催日時 説明会サイトに掲載（随時掲載）
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。

定員 各回100名（先着順）

費用 無料（通信費用は実費となります。）

オンライン説明会とは？

- インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
- チャット機能を利用したの質疑応答を実施します。

オンライン説明会参加までの流れ

ステップ1

説明会サイトへのアクセス

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

《インターネット（WEB）のみ申込可能！！》

※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。

説明会サイトへ



ステップ2

必要事項の入力

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

ステップ3

参加案内メールの受信

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

ステップ4

オンライン説明会への参加

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続に
ついて知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方
➡ 「3」

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ

